



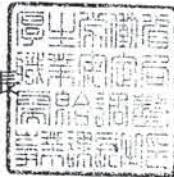
写

職需発 0828 第 1 号
平成 21 年 8 月 28 日

文部科学省初等中等教育局国際教育課長 殿

厚生労働省

職業安定局需給調整事業課長



外国語指導助手の請負契約による活用に係る疑義について（回答）

標記については、貴省より平成 21 年 8 月 21 日付け 21 初国教第 63 号「外国語指導助手の請負契約による活用について」（以下「疑義照会」という。）にて疑義をいただいたところであるが、これについて下記のとおり回答する。

ついては、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）の趣旨を十分御理解いただき適正な事業運営を実施されたい。

なお、外国語指導助手を直接雇用する場合もあると思われるが、その際にあっせんを依頼する場合は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の趣旨を踏まえ、職業紹介事業者からあっせんを受けることが必要であることにも留意されたい。

記

（回答）

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年労働省告示第 37 号）において、適正な請負と判断されるためには、請負事業主が自己の雇用する労働者に対して、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示、労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示、労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示、労働者の服務上の規律に関する事項についての指示等を行う必要があるとしているところである。

疑義照会の別紙にある外国語指導助手（以下「ALT」という。）が行うティーム・ティーチングについては、学級担任又は教科等担当教員（以下「担当教員」という。）の指導の下、担当教員が行う授業に係る補助を行う場合（例えば、ALT と担当教員との共同による教材研究・教材作成、学習指導案の立案補助及び授業目標の設定補助・把握、授業の実施の補助等）、担当教員が ALT に対して、指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求、ALT の行う業務に関する評価を行う場合は、いずれも上述の指示等を委託者（教育委員会や学校側）が行うことになり、当該指示等が授業の前後又は授業中に行われるかを問わず労働者派遣に該当するものであり、請負契約では実施できないものである。

なお、労働者派遣に該当するかの判断に当たっては実態を見て判断することとしているところであり、労働者派遣制度についての疑問点があれば、適宜都道府県労働局に相談する等適切な対応をとられるようお願いしたい。

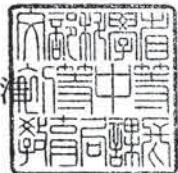
以上

写

21初国教第63号
平成21年8月21日

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長 殿

文部科学省初等中等教育局国際教育課長
中井一



外国語指導助手の請負契約による活用について

文部科学省としては、各都道府県・指定都市教育委員会宛に発出した「外国語指導助手の契約形態について」(平成17年2月17日付16初国教第121号)に貴省の文書を添付し、外国語指導助手の契約形態について法律に則った適正な運用をお願いしているところである。

上記の貴省の文書においては、「請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない」「JET、NON-JETに限らず外国語指導助手は、授業の円滑な実施のため、現場の英語教員による授業の前後や授業中において授業の内容・進め方についての具体的な指示、業務の遂行に関する改善の要求等を受けてチーム・ティーチングを行っている場合があると思われます。この場合、区分基準等に照らして、委託側（教育委員会や学校側）から指揮命令を受けて業務遂行が行われていると判断されるときには、業務委託契約等の名称に関わらず、労働者派遣に該当するものとして取り扱われます。」と示されている。

上記の内容について、①指揮命令とは具体的にどのようなものを指しているのか、②文部科学省が一般的に考える学級担任または教科等担当教員と外国語指導助手(ALT)とのチーム・ティーチング(別紙参照)は、請負契約で実施することが可能であるかについてご教示いただきたい。

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局

国際教育課外国語教育推進室 伊藤、中山

電話：03-5253-4111 (内線3481)

03-6734-3480 (直通)

(別紙)

文部科学省が一般的に考える外国語指導助手（ALT）
とのチーム・ティーチングにおけるALTの役割

学級担任または教科等担当教員（以下「担当教員」という。）とALTとのチーム・ティーチングにおけるALTの役割は以下のとおり。

○ ALTは基本的には担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業にかかる補助をする。

(1) 授業前

学校（担当教員）が作成した指導計画・学習指導案に基づき、授業の打ち合わせを行うとともに、教材作成等を補助する。

- ・授業の目的、指導内容を理解
- ・指導手順、指導の役割分担、教材等を把握
- ・教材作成やその補助

(2) 授業中

担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業を補助する。

(ALTが行う役割の例)

○ 言語活動における児童生徒に対する指導の補助

- ・活動についての説明、助言、講評
- ・言語モデルの提示
- ・音声、表現、文法等についてのチェックや助言
- ・児童生徒との会話
- ・母国の言語や文化についての情報の提供 等

(3) 授業後

担当教員と共に、自らの業務に関する評価を行い、改善方法について話し合う。

※ 上記における補助とは、担当教員が作成した指導計画・学習指導案に基づき、担当教員とALTが役割分担をして授業を進めるものも含む。その場合においても、学校教育法上、授業全体を主導するのは、あくまでも担当教員である。

- ・「教諭は、児童の教育をつかさどる。」（学校教育法第37条第11項）
- ・「…第37条…の規定は、中学校に準用する。」（学校教育法第49条）
- ・「…第37条…の規定は、高等学校に準用する。」（学校教育法第62条）